

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号

損害賠償請求事件

原 告 伊東達也 ほか1567名

被 告 国 ほか1名

第43準備書面

(原告ら第34準備書面等に対する反論)

令和2年6月23日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋 渡 利 美



被告国指定代理人

佐 藤 真 梨 子



筒 井 督 雄



岩 下 弘 毅



佐 藤 克 洋



村 上 学



遠 藤 聖 長



本 田 拓 也



梶 内 勇 作



江 畠 茂 


関本 亮 

桑 島 奈穂子 

地 主 明 弘 

安 齋 守 

白 土 貴 章 

鈴 木 美津子 

三 浦 茂 樹 

第1 はじめに

被告国は、被告国第39準備書面において、原告らの損害論総論の主張(原告ら準備書面(56)等)に対する反論として、福島第一発電所事故との関係で損害賠償の対象となり得る精神的苦痛の範囲などについて主張したところであるが、この損害論総論との関係では、原告らから、中谷内一也氏(以下「中谷内氏」という。)の意見書及び証人尋問調書(甲A第160号証の1, 2, 同第161号証)等が提出されていることから、本書面では、中谷内氏等の意見書や証言に依拠する原告らの主張が失当であることについて主張する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第2 中谷内氏の意見書や証言に依拠する原告らの主張が失当であること

1 原告らの主張等

原告らは、「リスク認知の第一人者である中谷内教授の見解やその他研究結果に照らせば、原告らを含むいわき市民が、放射線被ばくに対して不安を抱くことは、一般人・通常人を基準として、合理的な思考なのである」として、原告らが放射線被ばくに対して抱く不安感等が法的保護に値するものであり、損害賠償の対象となるべきものであるかのように主張する(原告らの2016(平成28)年6月22日付け準備書面(34)〔以下、「原告ら準備書面(34)」という。〕・22ページ)。

中谷内氏の意見書及び証言は、人の考え方の傾向を一般化して科学的に分析しただけで、人の考えた内容それ自体が合理的かどうかを直接導き出すものではなく、損害賠償の対象となる損害の範囲を論じるに当たって有益性が乏しいというべきである。

2 被告国の反論

(1) 原告らの主張は、結局、不安感等の主観的利益が賠償の対象となるには危

険が現実化する客観的根拠ないし科学的根拠を何ら要しないとするものであり、従来の裁判例の判断枠組みとは大きく異なること

被告国第39準備書面第6(44ないし51ページ)で述べたとおり、健康被害のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられる事象に対する単なる不安感は、直ちに賠償の対象とすべきではなく、従前の裁判例も同様の枠組みで判断しているものと解される。

そうすると、一般人が不安を感じるのが合理的であることをいくら主張立証しようと、それを裏付ける「危険の現実化する客観的な蓋然性」が存在しなければ、それはやはり単なる不安感や危惧感にすぎないというべきであって、直ちに賠償責任の対象となるものではない。

もとより、中谷内氏が証言する「リスク認知」は、合理的なリスク管理を実現する前提として想定される概念であり、必ずしも賠償の対象となる精神的苦痛とは全く異なるものである(すなわち、中谷内氏は、賠償の対象にすら至らない精神の状況も含めて「リスク認知」と表現していると解される。)

したがって、原告らの前記1の主張は、主観的利益に関するこれまでの裁判例とは全く整合しない独自の見解に基づくものというほかなく、失当である。

(2) 中谷内氏の見解が個別の原告全てに当てはまるとは限らないこと

前記(1)の点をひとまずおくとしても、そもそも中谷内氏は、本件訴訟の原告らから聴取を行って何らかの見解を導き出したものではなく、一般人と専門家を対比させ、それぞれの「リスク認知」に関する特徴を一般論として述べているにすぎないから、同人の見解が個別の原告全てに当てはまるとは限らない。

すなわち、中谷内氏は、一般人と専門家に分けた上で、前者は「主観説」的な思考(「ある特定の個人が持つ信念の度合いであって、たとえまったく完全に理性的で、同じ確証を与えられても、すべての合理的人間が同じ度合い

で信念をもつとは前提にされていない。」という特徴がある思考方法。甲A第160号証の1・2, 3ページ参照)を、後者は頻度説的な思考(「集団を対象とした頻度的な確率概念」を用いるという特徴がある思考方法。同号証2ページ参照)をする旨述べている。

しかしながら、中谷内氏は、「証人は、一般人というのはみんな主観説で判断するということをおっしゃっているのでしょうか。」との質問に対し、「主観説的な物事の起こりやすさを取りやすい。ただし、頻度説的な確率が全く理解できないとか、聞いてもチンプンカンプンというわけではない。どちらのほうが自分たちのリスク評価に影響が強いかというと、主観説的なものというのが私の今朝お話したことです。」(甲A第161号証・34ページ・93項)と証言しており、一般人の全てが主観説的な思考のみで「リスク認知」をしているわけではなく、頻度説的な「リスク認知」を行う場合もあることを自認している。

このことは、中谷内氏が、当該訴訟における被告東電代理人からの「そうしますと、リスクの程度に関する客観的な科学的な知見が公表されるということは意味があるということによろしいですか。」との質問に対し、「はい、大変意味があると思います。」と証言したり(同号証39ページ・111項)、「ここの線量は実は200ミリシーベルトなんですよなんてことよりも、100ミリシーベルトよりずっと低いと言うほうが、その人にとってはリスク低いんだなという認識ができる」(同号証39及び40ページ・113項)などと証言していることから明らかである。

また、中谷内氏は、当該訴訟における被告東電代理人からの「今おっしゃったような結果(引用者注：調査対象となったグループ内における個人差の散らばり具合を含めて評価した平均の結果)を、今度個々人の事例に当てはめようとした場合には、そういう分析結果が当てはまってこない、そういった個人も当然いるということによろしいですか。」との質問に対し、「そうですね。

分布の中で、割と端っこのほうにいる人もいれば、平均値に近い人もいるということになります。」と証言しており(同号証31及び32ページ・83項)、平均として導き出した結論が個々人に妥当する程度には必然的に差が生じることも自認している。

もとより、中谷内氏は、当該訴訟の原告らから聴取したことがあるかについて質問され、「原告の方々とはお会いしたことは全然ないです。」(同号証46ページ・144項)と証言しているから、同証人の見解は、当該訴訟の原告らを前提として導き出されたものではなく、ましてや本件訴訟の原告らを前提として導き出されたものではない。

したがって、中谷内氏の証言は、飽くまで一般論として、一般人の「リスク認知」の特徴を述べるにとどまるものであり、仮にその見解を前提にしても、それには当てはまらない個別の原告が存在する可能性もあるのであるから、必ずしも同証人が述べる見解が個別の原告全てにそのまま当てはまるわけではない。

(3) 中谷内氏の見解を根拠にしても、原告らが主張する精神的苦痛が将来にわたって継続するとは認められないこと

また、中谷内氏は、その意見書(甲A第160号証の1)において、「福島原発事故以降は、東京電力や政府機関といった、この問題のリスク・マネジメント組織に対する信頼が欠けており、今後も回復する見通しが乏しい」(同号証11ページ)などと述べているところ、原告らは、これに依拠するなどして、

『住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取組みが進展し、放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっている』とは到底評価できない、「放射線被ばくに対し、住民が深刻な不安を抱き続けることは、決して過剰な反応ではな」として、原告らの健康不安等の精神的苦痛が将来にわたって継続して発生する旨主張する(原告ら準備書面(34)・18及び19ページ)。

しかしながら、中谷内氏の前記見解は、その信頼の欠如を法的に見て被告らに転嫁してよいかどうかとは無関係というべきであるし、限られたサンプルを前提とした調査結果を前提としたものであり、必ずしも当該訴訟の原告らに当てはまるものではなく、ましてや本件訴訟の個別の原告らに当てはまるものではない。

すなわち、中谷内氏の前記見解は、同証人らが行ったアンケート調査(甲A第73号証)が根拠となっているところ、そもそも、前記調査の対象者は、「関東、近畿在住の成人男女」(同号証140ページ)であり、当該訴訟の大部分の原告らのように福島県内に在住している者ではない。また、前記調査の対象者は、「ネット調査会社にモニター登録」していた者であり(同ページ。なお、調査に参加した者には、商品券や現金に変えられるポイントが与えられている。同号証141ページ)、無作為に抽出された者ですらない。さらに、前記調査の結果は、他の災害事例についての調査と比較できておらず、その結果を一般化してよいかどうかの検討もできていない(同号証)。これらは、選択バイアス*1の大きな問題を含んでいるほか、交絡因子*2の検討も不十分であることは明らかである。

また、その他の調査方法についても、種々の問題が見られる。例えば、前記調査は、福島第一発電所事故から約1年後である平成23年4月25日及び同月26日並びに約2年後である平成24年4月25日から同月29日に

*1選択バイアスとは、標的集団から観察集団を抽出する場合に、偏った抽出方法を用いた結果生じる観察対象集団の偏りや、参加拒否者の存在による観察集団の偏りのことを意味する(丙B第54号証 [中村意見書] 4ページ)。

*2交絡とは、曝露と疾病発生の関係の観察に影響を与え、真の関係とは異なった観察結果をもたらす第3因子が存在することにより、真の姿と観察結果に誤差が生じることをいい、この第3因子のことを交絡因子という(丙B第54号証 [中村意見書] 7ページ)。

実施されただけであり(甲A第73号証140ページ), その後は同様の調査が行われていない(甲A第161号証・52ページ・175項)。現時点での状況を推し量る上で情報量が明らかに足りない。

さらに, 前記調査における回答の選択肢として用意されていた政府機関は「原子力保安院」のみであり, 原子力規制委員会はもちろん, その他の政府機関(例えば, 復興庁, 環境省, 文部科学省や厚生労働省など)は用意されていなかった(同号証52, 53ページ・177, 178項)。そのため, 誘導的な回答につながっている危険性が極めて高い。

加えて, インターネットによる調査は, 訪問面接による調査と比較して, 回答に不安や不満が強く表れる傾向があることも指摘されているところであり(丙B第227号証・15ページ・労働政策研究報告書サマリーNo. 17), 前記調査には調査方法それ自体の問題もある。これも選択バイアスの問題がある。

以上のとおりの問題があるところ, 選択バイアスの問題は事後的に調整不可能であるし, 選択肢に入り込んでいない情報等については交絡因子として事後的に調整することも不可能である。そうすると, もはや, これらの問題点を是正する余地はない。したがって, 甲A第73号証における調査結果を一般化し, 原告らの健康不安等の精神的苦痛が将来も継続して生じると認めることはできない。

かえって, 今後も, 被告国や関係自治体による除染活動が継続して行われていくことや, 国民の健康不安を解消するための情報提供が行われていくことに加え, 原告らが提出した中谷内一也編「リスクの社会心理学」(甲A第168号証)においても, 「短期的に発生直後の部分だけ切り取ってみると, たしかに過剰な反応を呈している部分が多い。しかし, 長期的に見ると, それぞれのリスク事象への対応も, 破綻することはなく, 必ず収束に向かっている」(同号証152ページ。元吉忠寛執筆部分)と記載されていることからすれば,

仮に原告らが現在において健康不安を感じているとしても、時間の経過や事情の変更に伴って、その不安感は次第に緩和されることになることが相当程度見込まれる。

(4) 原告らの不安感は、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性があること

むしろ、中谷内氏の見解を前提とすると、原告らの不安感は、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性すらある。

すなわち、中谷内氏は、「認知的な一貫性の原理というものがあって、私たちは自分の考えとか感情と行動というのをできるだけ一貫したものに保ちたいと、一貫した存在でありたいと思うわけですね。例えば、この事故があったけれども、福島にずっと住み続ける。家族の問題とか職業の問題とかほかの問題があって住み続けるという人にとっては、でも、放射線の影響は不安だ、怖いと思いたくないんですね。ここに住んでいる以上、大丈夫なんだと思いたいので、評価の傾向としては、大丈夫、リスクは低いというふうになりやすいでしょうし、逆に別の要因で県外に避難して、そこに住んで、そこでの生活がうまく進んできている人にとっては、福島県はまだやっぱり線量も高いし、帰るべきではないんだと。あそこはリスクは高いというふうに思いうすい。そのほうが、自分が既にそこに住んでるという事実と一貫した感情とか認知を持てるので、そういうふうになりやすいというのがあるかと思えます。」(甲A第161号証・25ページ・67項)と証言している。

この証言を前提にすると、例えば、福島第一発電所事故の発生を受けて避難したり、水の使用を控えるなどの放射性物質を避けようとする行動をとった原告らが、自らの行動について一貫性を保つ(正当化する)ため、客観的な裏付けもないのに、殊更、低線量の放射性物質に対して不安を感じようとしている可能性もあることになる。

また、中谷内氏は、環境省が行った低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(第6回)においても、「人は自分が直感的に見方(引用者注:「味方」の誤記と思われる。)だと感じる人の意見ばかりを収集しがちだが、そうすると考え方の幅が狭くなってしまう。」(丙B第228号証)と述べている。

原告らは、「被告国を中心として実施されてきたリスク・コミュニケーションは、その方式(中略)や情報提供側の信頼欠如などの観点から、大いに問題があり、(中略)住民は依然として不安を抱いているという調査データも存在する」ことなどから、『自治体による住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取組みが進展し、放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっている』とは到底評価できない」と主張するが(原告ら準備書面(34)18, 19ページ)、中谷内氏の前記ワーキンググループでの発言を前提にすれば、むしろ、原告らにおいて、前記のとおり、自らの行動について一貫性を保つ(正当化する)ため、例えば、不安を感じようとする自らの意識に沿うような人物(例えば、年間100ミリシーベルト未満の低線量被ばくが健康に与える影響が科学的に実証されていないにもかかわらず、低線量被ばくでも健康被害の生じることが実証されているかのように述べる「専門家」)の見解(丙B第52号証21ページ参照)や、科学的な根拠が薄弱ないし不明確であるにもかかわらず、あたかも真実であるかのように出回っているうわさや風評などを頑なに信じ、それにより不安感が増大している可能性も否定できない。

このように、原告らの健康不安が増大しているとしても、それには、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性が否定できないから、被告国が当然にその増大した不安感等の精神的苦痛に対して賠償すべき責任を負うとは認められない。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	
中間指針第1次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18	

中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26	
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41	
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42	
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46	
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47	
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53	
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57	
放射線障害防止 法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	5	
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	5	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	7
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	11
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	14
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置(変更)許可処分	第1準備書面	16
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面	17
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	19
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面	19
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面	25
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面	26
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	30

本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		
			35	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		
			1	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		
			3	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		
			5	
本件各判決	宅建業者最高裁判決, クロロキン最高裁判決, 筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		
			7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		
			8	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		
			13	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		
			16	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面		
			31	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		
			33	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		
			51	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		
			54	
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面		
			57	

マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面	59	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	63	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面	77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面	79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面	1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面	11	
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面	1	

原告ら準備書面(13)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(13)	第5準備書面		1
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面		39
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面		40
原告ら準備書面(11)	原告らの2014(平成26)年3月5日付け準備書面(11)	第6準備書面		1
原告ら準備書面(14)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(14)	第6準備書面		1
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第6準備書面		55
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面		55
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第6準備書面		79
原告ら準備書面(18)	原告らの2014(平成26)年10月29日付け準備書面(18)	第7準備書面		1
事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価	第8準備書面		7
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第8準備書面		12
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第8準備書面		25
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第8準備書面		26
原告ら準備書面(21)	原告らの2015(平成27)年3月12日付け準備書面(21)	第9準備書面		1
添田氏	添田孝史氏	第9準備書面		1
島崎氏	東京大学教授島崎邦彦氏	第9準備書面		5
原告ら準備書面(22)	原告らの2015(平成27)年3月12日付け準備書面(22)	第10準備書面		1

原告ら準備書面 (23)	原告らの2015(平成27)年5月8日付け準備書面(23)	第11準備書面		1
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則	第11準備書面		4
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	第11準備書面		23
バックチェック ルール	新耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について	第11準備書面		29
伊方原発訴訟最 高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	第11準備書面		31
原告ら準備書面 (25)	原告らの2015(平成27)年7月15日付け準備書面(25)	第12準備書面		1
平成3年溢水事 故	平成3年10月30日に発生した福島第一発電所1号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第12準備書面		1
政府事故調査委 員会	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	第12準備書面		12
昭和52年安全 設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(昭和52年6月14日原子力委員会決定)	第12準備書面		21
平成2年安全設 計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第12準備書面		22
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第12準備書面		29
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	第13準備書面		8
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口明教授	第13準備書面		11
津村博士	財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	第13準備書面		12
筒井氏	筒井哲郎氏	第13準備書面		13
佐竹氏	佐竹健治氏	第14準備書面		1

都司氏	都司嘉宣氏	第14準備書面	1
深尾・神定論文	昭和55(1980)年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第14準備書面	61
松澤教授	東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター長を務める同研究科の松澤暢教授	第14準備書面	95
阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いたMtの決定ー歴史津波への応用」	第14準備書面	108
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第15準備書面	8
推進本部	文部科学省地震調査研究推進本部	第18準備書面	3
長期評価の見解	長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	第18準備書面	3
本件津波	平成23年3月11日に発生した本件地震に伴う津波	第18準備書面	4
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	第18準備書面	20
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野今村文彦教授	第18準備書面	20
首藤名誉教授	東北大学首藤伸夫名誉教授	第18準備書面	20
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	第18準備書面	20
笠原名誉教授	北海道大学笠原稔名誉教授	第18準備書面	20
阿部博士	原子力規制庁技術参与阿部清治博士	第18準備書面	20
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏	第18準備書面	21
名倉氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付安全管理調査官名倉繁樹氏	第18準備書面	21

酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	第18準備書面	21	
4省庁報告書	建設省，農水省，水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	第18準備書面	49	
7省庁手引	建設省，農水省，水産庁，運輸省，国土庁，気象庁及び消防庁が策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	第18準備書面	49	
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	第18準備書面	49	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	第18準備書面	49	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第18準備書面	113	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第18準備書面	133	
平成20年試算	被告東電が平成20年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	第18準備書面	156	
試算津波	平成20年試算による想定津波	第18準備書面	172	
東通発電所	東京電力株式会社東通原子力発電所	第19準備書面	2	
総合基本施策	地震調査研究の推進について	第19準備書面	6	
川原氏	保安院原子力発電安全審査課元耐震班長川原修司氏	第19準備書面	15	
高橋教授	関西大学社会安全学部教授高橋智幸氏	第20準備書面	14	
津波PRA標準	日本原子力学会による規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2011」	第20準備書面	20	
津波評価技術2016	土木学会による「原子力発電所の津波評価技術2016」	第20準備書面	23	
重大事故等	重大事故(炉規法43条の3の6第1項3号，実用炉規則4条)や重大事故に至るおそれがある事故	第20準備書面	26	

大竹名誉教授	東北大学名誉教授大竹政和氏	第21準備書面	2	
I A E A	国際原子力機関	第22準備書面	1	
I A E A事務局 長報告書	I A E Aが平成27年9月に公表したI A E A福島第一原子力発電所事故事務局長報告書	第22準備書面	1	
I A E A技術文 書2	I A E A事務局長報告書の附属文書で5巻から成る技術文書のうちの第2巻	第22準備書面	1	
バックチェック ルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について (平成18年9月20日原子力安全・保安院決定)	第23準備書面	24	
谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」(平成8年)	第23準備書面	36	
電事連	電気事業連合会	第23準備書面	77	
NUPEC	財団法人原子力発電技術機構	第23準備書面	77	
東北電力	東北電力株式会社	第23準備書面	79	
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」	第24準備書面	5	
松澤・内田論文	松澤暢, 内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」(平成15年)	第24準備書面	7	
西村氏	西村功氏	第24準備書面	14	
渡辺氏	渡辺敦雄氏	第26準備書面	3	
渡辺意見書	渡辺敦雄氏作成の意見書	第26準備書面	3	
筒井氏ら	筒井哲郎氏及び後藤政志氏	第26準備書面	6	
刑事事件	被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	第27準備書面	7	
耐震バックチェック指示	保安院が, 原子力事業者等に対し, 福島第一原発を含む既設の発電用原子炉施設について, 平成18年耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施し, その結果を報告することを求めた指示	第27準備書面	11	

耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて被告東電ほかの原子力事業者が行う評価や同評価に係る規制側における審査	第27準備書面	11	
土木調査グループ	被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ（土木調査グループを始めとする複数グループに改変されたため、時点を限らず表記を統一する。）	第27準備書面	13	
酒井GM	土木調査グループマネージャー酒井博士（「酒井博士」と同義）	第27準備書面	13	
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠氏	第27準備書面	13	
金戸氏	土木調査グループ金戸俊道氏	第27準備書面	13	
東電設計	東電設計株式会社	第27準備書面	13	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	第27準備書面	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	第27準備書面	15	
JAEA	日本原子力研究開発機構	第27準備書面	16	
東京高裁今村証言	別訴（東京高裁平成29年（ネ）第2620号）における今村教授の証言	第27準備書面	20	
津波担当部署	土木調査グループのほか、被告東電の土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	第27準備書面	25	
武藤副本部長	被告東電原子力・立地本部副本部長武藤栄氏	第27準備書面	25	
吉田部長	被告東電原子力設備管理部長吉田昌郎氏	第27準備書面	25	
山下センター長	被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター長山下和彦氏	第27準備書面	25	
東電津波対応方針	耐震バックチェックに対する被告東電の対応方針	第27準備書面	28	

阿部氏	阿部勝征東京大学名誉教授・地震調査研究センター所長	第27準備書面	29	
岡村委員	合同WG委員岡村行信氏	第27準備書面	77	
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第2710号令和元年8月2日判決	第29準備書面	5	
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査), 更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	第29準備書面	7	
10m盤	O. P. +10メートル盤	第30準備書面	11	
基準津波	供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第30準備書面	22	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第30準備書面	22	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」	第30準備書面	25	
4m盤	O. P. +4メートル盤	第30準備書面	33	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式	第30準備書面	38	
平成29年福島地裁判決	福島地方裁判所平成25年(ワ)第38号ほか平成29年10月10日判決	第30準備書面	79	
柏崎刈羽発電所	被告東電柏崎刈羽原子力発電所	第30準備書面	80	
東海第二発電所	日本原電東海第二発電所	第30準備書面	80	
中部電力	中部電力株式会社	第30準備書面	96	

筒井氏ら意見書①	筒井氏らの作成にかかる平成28年4月20日付け意見書	第31準備書面	9	
35m盤	O. P. + 35メートル盤	第31準備書面	9	
電気室等の新設	35m盤の高台に電源設備全てを格納した建屋(電気室)に非常用ディーゼル発電機及び燃料タンクを新設すること	第31準備書面	9	
最終ヒートシンク確保対策	最終ヒートシンク確保のための対策として、冷却用海水ポンプの被水による機能喪失を防ぐための対策を講じること	第31準備書面	9	
3つの対策	電気室等の新設と最終ヒートシンク確保対策	第31準備書面	9	
付加的対策	防潮堤の設置、可搬式過酷事故対策設備の設置、建屋等の水密化、非常用淡水注入システムの新設といった対策	第31準備書面	9	
筒井氏ら意見書②	筒井氏らの平成29年5月23日付け意見書	第31準備書面	10	
筒井氏ら意見書③	平成30年6月5日付け意見書(2)	第31準備書面	10	
筒井氏ら意見書	筒井氏ら意見書①ないし③	第31準備書面	10	
島根発電所	中国電力株式会社島根原子力発電所	第31準備書面	14	
M/C	高圧電源盤	第31準備書面	15	
P/C	パワーセンター	第31準備書面	15	
MCC	モーターコントロールセンター	第31準備書面	15	
既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	第31準備書面	32	
新設ケーブル	高台に新設する電気室等から原子炉建屋までのケーブル	第31準備書面	32	

浜岡二重扉方式	浜岡発電所原子炉建屋大物搬入口に対する津波防護対策において採用された強度強化扉及び水密扉による対策	第31準備書面	64	
工認審査ガイド	耐津波設計に係る工認審査ガイド	第31準備書面	67	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項①	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、①既往地震としてメカニズムと発生領域がある程度特定され、モデルが設定できる地震が存在することを前提に検討する事項	第32準備書面	14	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項②	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、当該地震を発生させたメカニズムを踏まえ、プレートの固着状況や堆積物(付加体)の状況等から当該地震が発生した領域と同一性、近似性が認められる領域を検討する事項	第32準備書面	14	
松山氏	松山昌史氏	第32準備書面	33	
4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引	第33準備書面	8	
設計上の想定津波	設計基準として想定すべき津波	第33準備書面	9	
電共研	電力共通研究	第33準備書面	10	
産総研	産業技術総合研究所	第33準備書面	16	
澤井氏	澤井祐紀氏	第33準備書面	16	
佐藤氏	佐藤暁氏	第37準備書面	6	
佐藤氏意見書	佐藤氏が作成した意見書	第37準備書面	6	

佐藤氏の意見等	佐藤氏意見書並びに平成31年1月18日及び令和元年5月24日に別件訴訟(福島地裁郡山支部平成27年(ワ)第255号ほか)において実施された証人尋問での佐藤氏の証言	第37準備書面	6	
非常用ガスタービン発電機	緊急用自家発電機	第38準備書面	4	
工業製品等	工業製品や設備	第38準備書面	9	
中間指針	平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」	第39準備書面	5	
中間指針第一次追補	平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」	第39準備書面	5	
中間指針第二次追補	平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」	第39準備書面	5	
中間指針第四次追補	平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」	第39準備書面	6	
中間指針等	中間指針，中間指針第一次追補，中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	第39準備書面	6	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	第39準備書面	6	
1999年勧告	ICRP「Publication 82 長期放射線被ばく状況における公衆の防護」	第39準備書面	11	

1992年勧告	ICRP Publication 63	第39準備書面		26
佐々木ほか連名意見書	LNTモデルの仮説が科学的に証明された真実として受け入れられるものでないこと	第39準備書面		33
山崎氏	原告らから、京都地方裁判所で尋問が実施された崎山比早子氏	第40準備書面		6
崎山意見書	上記の意見書	第40準備書面		6
東京地方裁判所平成30年3月16日判決	東京地方裁判所平成25年(ワ)第6103号、同年(ワ)第19720号福島原発事故損害賠償請求事件について、同裁判所が平成30年3月16日にした判決	第40準備書面		6
原告ら準備書面(68)	2018(平成30)年9月5日付け原告ら準備書面(68)	第40準備書面		6
酒井証人、柴田証人、佐々木証人	証人酒井一夫氏、証人柴田義貞氏及び証人佐々木康人氏	第40準備書面		7
参考レベル	優先的に放射線防護装置を実施していく対象を特定するため、目安としての線量水準	第40準備書面		63
水質保全法	公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和45年法律第108号による改正前のもの。)	第41準備書面		30
千葉地裁判決(民事第3部)	千葉地方裁判所平成29年9月22日判決	第41準備書面		61
千葉地裁判決(民事第5部)	千葉地方裁判所平成31年3月14日判決	第41準備書面		61

千葉地裁判決(民事第3部及び民事第5部)	千葉地裁判決(民事第3部)及び千葉地裁判決(民事第5部)	第41準備書面	61	
山形地裁判決	山形地方裁判所令和元年12月17日判決	第41準備書面	61	
刑事判決	東京地方裁判所令和元年9月19日判決	第41準備書面	64	
東京地裁判決	東京地方裁判所平成30年3月16日判決	第41準備書面	64	
横浜地裁判決	横浜地方裁判所平成31年2月20日判決	第41準備書面	65	
設定上の想定津波	具体的な根拠を持った津波の発生可能性を余すことなく取り入れて、設定基準として想定すべき津波	第41準備書面	72	
中谷内氏	中谷内一也氏	第43準備書面	3	
原告ら準備書面(34)	原告らの2016(平成28)年6月22日付け準備書面(34)	第43準備書面	3	